

秋田県告示第540号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成26年10月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	108号	由利本荘市矢島町城内字築館91番1地先から矢島町川辺字川原52番1地先まで

2 供用開始の期日 平成26年11月1日

3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成26年10月28日から同年11月10日まで